（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。
（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。
（注３）　さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５の１及び２を次のように改める。

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	52,000
		⑶　太平洋の海域	106,000
2	ずわいがに	⑴　A海域	2,979
		⑵　B海域	29
		⑶　D海域	375
		⑷　E海域	423

（注１）　日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号。以下「法」という。）第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。
（注２）　A海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第１号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第２号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第４号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第５号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	53,000
		⑶　太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	⑴　A海域	
		⑵　B海域	
		⑶　D海域	
		⑷　E海域	

（注１）　操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。
（注２）　ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６の１の⑺を次のように改める。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	31
山形県	59
新潟県	337
富山県	48
石川県	410
福井県	278
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。
㈱　沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第３の３に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

第６の２の⑵を次のように改める。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	93,900

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

平成26年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第１項の規定に基づき、平成26年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を次のように定めたので、同条第４項の規定により公表する。

平成26年３月28日　　農林水産大臣　林　　芳正

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　印刷